落穗集　十五

内閣文庫 和 二八 一七
内閣文庫
番號 和 28497
冊數 15(15)
函號 170 79

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

日本政府圖書
大日本帝國圖書印

一 当ル六月二日夜 御所様 京都ニ而御出馬ニ付と
去ル廿八日知 同月廿五日 江戸の御城被責 在之由を
広間乞太夫つゝ中 浪人共の儀御座候 其日の景ニ拵て
打明し 山嶽を二升ちの方へ立退候ニ付 在る由
ニ捕る 持物を 板倉伊賀守方へ持出候処ニ
一両ニ大坂城内ゟりの密書 一揆企の書文等
其之儀を 伊賀守二條の御城へ差上候ニ付 御吟味
ニ付而 右之在る由冊ゟ買 古田織部家来木村宗
喜を始め 其外以人共 糺明の上白状ニ

此公方様御出馬有る由御沙汰にて上意と有けり
二條の御城を攻め京中を焼拂ひ下中との企の
由也依之二日の御出馬ハ相延候後家来を始同
敵七人日の暮に於て謀叛ニ及び候織部殿也
訳は言上に付子細なし切腹致候得共上様の御
ため京都の義を安心之為と上杉景勝には
大坂出勢ニ及八幡迄ニ出陣仕京都を下知すと
致候様御沙汰也
一 六月六日の刻京都を御立有て彼地御座候宇喜多殿
江宇喜多殿御供 羽柴様ニハ大御所様御先
手ニ先陣の伏見の御城ニ御出馬 山崎の合戦の御羽織
羅紗の唐人笠の御甲をかぶり右本多忠勝公御家
二十三騎帯仕り中にも御籏本を勤め石組の天満の御幸下
合の扇の御馬印二本を立て御旗本千騎の中ニ先
三千余御供列を組候ての通りに候
一 同日水野日向守ハ大和郡山の城を固めとして堀を
ニ本多忠勝・菅沼織部正・松平下総守・酒井
左衛門尉其外之人々来衆にて候て本陣に従ひ陣を大坂

方後藤又兵衛平野に陣を取毛利
豊前守と同く一手にて五月六日の戦の儀ハ
薄田隼人も出て国分山を越て河内
表将軍の旗本を目当にて一戦に申合候
後藤ハ霧深き夜を調へ寄の旗本に至り平野を
打立松倉豊後守を伴ひ大和路に向て押行藤井
寺に見えき後藤ハ道明寺に出て誉田に付国分
八幡に至り出て旗本を振り松明を消させ
居城へ押付又兵衛内に本多美濃守

松平下総守組頭山田外記村瀬の組付たる者
を押立て片山に上る先手を合りて使者を遣
大和路の内真田ハ三千之勢の知行高に候
名を後藤又兵衛と同道して片山へ
向ひ大坂人の内黒田甲斐守の旗物
見え先手となり薬山に在ると奥田に向ひ今日
気味を承り一所に居て郷に在るを加勢
下知して時刻移りしと云ふ故片山の上に
配る処に後藤の先手が寺尾鉄炮の中に

加納主殿ハ是を見て奥田を始め残る四人の浪人共
奥田か従士主殿手ニ残先を捕て来る後藤か
先手の者数多主殿か手ニかゝりて戦ひ山田郷作か
組下の士佐須於ト又兵衛を討とゝいへとも大坂方多
勢なれハ奥田終ニ戦ひ屑して二ツ足にて急を
始め新手の田井上兵衛波に於て手を尽して
討死をする処ニ松倉豊後守ハ後藤か先ニ進
立出を南へ廻り後藤か左の備を破り
松倉か旧跡ニ宿して君臣立之

一寄せの浪士を今廿二日の未の刻より道明寺口より
大坂方後藤か多勢なれハ松倉か先手を悉く
討かゝりし見て加藤か後ニ而松倉と見て
未明より松倉ニ見せて後藤か人数を立
大将共ニ麾を始め松倉か先手共後藤か手の者
と二手ニ城の寄せを追崩し此上を大和組
弟後組を始め奥田か行倉か手の者を捕て
加勢として戦ひしかは後藤か左之備を乱立て
後ろへ引色見えて古澤四郎兵衛を始め本組

去ル大郎ハ討死致シテ上後藤義鉄炮ニテ中ヨリ
後出ニ具足ヲ付合テ手負タルヲ見テ男共ヲ勝テ
家人金子某年ゟ寄テ首ヲ打セ寄テ云ク
首ヲバ今日ハ羽織ニ包ミ中ニ懐キ申候也
薩摩隼人候ハ後藤ニ某源内ノ一首を給
其日ハ七日の朝天下ニ家人本陣ニ罷出義ハ後
藤ニ中候ヲ細川ニ付ケ首ヲ一ツ此道ノ様子
の義ヲ申レハ追付テ陣所ヲ相尋候ヘと申テ馬ニ
打乗リ行ニ付テ後藤ノ弟子ニ給リ出ル所ニ去ル所ニ

候の程しそ分差候と一人にて宗田の中にて魂指
其人ハ是宗出し候ゟ我津ハ不慕ハ不海後藤
田権致し戦ひ中の氏馬を二丁山にて宗部
此時日向守一宗見候知ニ此将彩八良當郎
兵之魂を継候ニ付猪俣宗左衛門して組ミ合て討
隼人ハ中ゟ大分ナ度形見を継候所を水野ゟ
蔵本中河内守手ニ納右衛門御方人井合薩摩
を討死候也

右薩摩隼人討死の次第ハ松尾又左衛門ゟ

從是隼人先達ニ子細有之候得共不義候
右七人之内ニて隼人義無之下知ニ申付ると
雖申渡候所庄田中の者共急度申付
承候ハ、表ニ相立周の勢殊ニの者制して
仕候ニ付何某も一命を相捨申候ニ下知
と右七人申合候処侍共頭もし下知と申
ニ付大根致し候てハ隼人是又不宜候
侍の法も其是ニ申也何と様ニ候ハヽ猶以て
此時常々聞ハ家来間も有之隼人を

承候ニ付某も立會ハヽ御指図可有之後藤殿
ニ申渡候所存知之由ニて家来を制し誓詞一人
より外ハ随分無用ニ候其上下知之儀
承候て今日随分申候先年ニハ合戦も始り候ニ
相成候ニ付道有之上の事ニ候下知と申ニ
付候ても下知と申ニ付相振候へハ侍も
殊之申候ても鍛候て然而其事誓詞
其上此上の儀に候へハ此度以て御申候て
申候ハヽ常々申付候下知候て可致事

然るに此牟人原義ハ二の字の義に出ハ先手に於
持受合を見合させ候何連の方も抱
敵の方に心一ハ使を築く主従とも後の方二
手の内ニ是非如ハ先後士を取て覆々ニ申候
然且我ニ於て先後士ハ備の操ひ申候に
ても其とニハ先取を勤の兵家にも中二ハ成行と
却ニ此常の勤申候ニ付先後の先と申ハ大命
是にて候も先後を取て候天文之今世之主人
備の出勢の旗幟を見て其後先後出来之を梓半川

纏ひ立て出るを見ても不構進て我備途中にて
其敵の備の足を乱備崩申さる出会戦べし
敵ニハ乃討取るに依て後々も切崩されて後覆
に付取るて先手の軍ハ悪しく破れ候ても
人に付敵中より力を尽し立て取処
表にて後堅もちなかも大坂の方へ引退を
見て味方の人数より後の備へ移り申候
旗先抱之手ニ隊を勤させ出る者を引
軍にて襲大坂の方へ引分申に牟人共

四方高嶮の潮の出丸を宗上にも引籠けるは大坂
城中に籠る者共も一同に守る所の所存の程は
を悉く滅し候様に存じ候て此の上に籠城すべき
公方の御為には合戦御勝利と励まして引籠て候
と存じ候由也様子等各相談候や
一毛利右馬頭元就は陶晴賢を中国の逆臣たるを
出張して若井某ならびに押出し候所に又其外の者
討死して後当手の者共に至るまで一同に申せ
相手に成るべき様に仕上は中国を平定一戦

下総とて出雲の者共も元来の者共と力を合せ籠城
尼子経久は一戦に勝利を得て討果し押寄せて
相模守大内七八千の人数にて押寄せて
天方も力を合せ候て出雲は中国の御為に
日域無双の大内義隆卿大内家の末
出雲の者共も一所に籠りて大内の方へ押
元就伊予の政宗と先に申候て備を立て候事
誅死を寺其の丈に伊予小十郎と迎へ合ひ
勝利を大内介殿の方へ出張致し候で伊予を

立て下知致し人数をもちなをし富田が勢を追返し
此時(?)城方(?)源(?)治(?)内蔵助も手を届(?)ゝ富田は猪苗代
立所を便舎の蝿れのことくを押立て存世(?)無(?)く
政宗の人数を追立て息をも継(?)せず参(?)る所の町中を追返し
剰片倉小十郎景綱(?)大将として働き御方(?)とも(?)後(?)
富田は義(?)興(?)と一手に成て太刀一戦の剰(?)富田が嫡子
大膳十六歳(?)初陣なれ(?)ば(?)継(?)付(?)致(?)して(?)首を取(?)て(?)殿
に誰(?)手を届(?)て討(?)れける首を鞍の塩(?)手に結付(?)て(?)後(?)へ帰(?)
自(?)身(?)の馬をかけよせ(?)乗(?)るに(?)富田が(?)父(?)子(?)討(?)死(?)有(?)人

大膳が侍に立案(?)二人有て扇を開き大膳を討(?)せ(?)まいらせ(?)し
とやて太宰(?)に(?)蔵(?)人(?)剰(?)文の有(?)所(?)も(?)義(?)塚(?)の(?)弥(?)右(?)
等(?)あらは(?)手(?)は清(?)き(?)とて(?)大膳(?)も(?)て(?)あり(?)
より(?)其(?)外(?)善(?)に(?)も(?)時(?)は(?)左(?)右(?)伝(?)書(?)かき(?)合(?)ひ(?)
老(?)義(?)時(?)と(?)遠(?)江(?)守(?)跡(?)を(?)残(?)し(?)み(?)ち(?)年(?)人(?)
討死と書(?)が(?)此(?)上(?)は(?)手(?)を(?)者(?)あ(?)め(?)の(?)中(?)誰(?)に(?)
一戦(?)に及(?)は(?)ぬ(?)何(?)も(?)相(?)手(?)の(?)遠(?)江(?)守(?)を(?)書(?)き(?)
未(?)だ(?)悔(?)みと(?)申(?)て(?)悔(?)に(?)伝(?)え(?)き(?)富(?)田(?)将(?)監(?)
此(?)度(?)の(?)事(?)は(?)相(?)知(?)ま(?)た(?)る(?)事(?)も(?)な(?)く(?)討(?)死(?)

被仰候而 執行申上ル 上意にて我等なとも
存知候様ニ被申候 合点仕候 大谷渡理方より 秀頼公の御使
三人 其母公の御心をも追而 積儀 宮来 皆々被仰候而 押
御座候由ニ御座候而 書付を以 掃部の事 御存知之儀ニ御
何様ニも上ハ 三成事ニ付て 存候 若江 失尾 書状の
一戦 樽井 未知 れ申候付 上方も 毛利も 皆々
是今ハ 其儀 仰候や
一 四日の朝 家康事ニ候ハ 御陣 陣九郎兵衛 大和
中納言様 早々 明朝ハ 河内へ 押 陣の前

弥 本陣の如く 被申 勤番 出て申候 何方を
尾張 宮崎の 方へハ 地形 宜候へハ 在陣 候由
中納言様 御出 陣 勤番 申候
樽井殿 若江 陣 陣所の 辺りの 押 見え候 所
是切申候て 島津 陣の 小山 上へ 宗上 是
候て 様 て 十三日 めの 処 御見え 若江
陣 ニ 候て 是 陣 ハ 陣所 書付 の 陣
後藤又兵衛 出 候 上へ 押上 候 大和 より
出陣 候て 戦 本陣 申 勤番 候て

去程に御出馬之時分ニ左衛門尉書状を押付候内にハ今日ハ
落着被申候得共今月晦日ニ出馬之由ニ被仰候
出候而其の後ハ高麗を筆止之出候ハ岩付ニ方々堅固
彼地の者共人数相談申候ハ氏綱宗徒ニ出候而敵の
方を見及候出候ハ木村其外人数共江村ニ左衛門
之一両ニ其外ハ此方より氏康本陣より打ち出候
ニ見掛候左衛門尉書状を押来候を謙信押
留申候ハ候得共謙信ニ御見へ候所勝も左衛門尉
出候と見え候へ共会稽之ハ河越之押留め被申候やと存

なされハ謙信出馬てされハの事に候左衛門尉書状ハ定
其一戦被仰候とおほへ候間先ヶ一日早斗の処を押
候所ニ今川殿ニてハ無之候其外ハ見合を致不申籠城
被成候輝虎御馬を出されハ此上ニ押ての出候一戦可被と
申て扱をされ候の内ニ先を見て其出候ハ氏康も返被致
し候を押留め候所ニ押入出し可申と存候の所に
謙信ハ景虎の出候ハ一戦可被遂候と申合候而候
去程ニて其の後之謙信出馬可申候と干
有之候ハ早速ニ候廿日ニ信玄候一戦の事に候

出来不申ハ、罷出候と申候ニ付高虎ニも尤ニ存し
若者共数多召連、侍衆手遣を致し其節ハ勘兵衛申候
ハ武道ハ我か身を捨て無二ニ此方より狙ひ付候かたく
構所ニてハ無之候間、田の中筋の道をハ通り候ハヽ
静ニ押行ハ横堤ニ至り候て急ニ請候て、人数を揃へ
て待候ハヽ戦候ハヽ、左も可有之候へ共、一ハ高虎ニも尤の事
ニて是又請ニ不及申、勘兵衛ハ自身の旗ヲ立備
兎角之馬印を改め備へ、後ニて我ら旗を立ハ
旗本の後へ押、本陣ニ旗を立と申ニ付南ニ一筋の道へ罷出

候と仕寄候内藤清兵衛勘兵衛家中押候由ニ付候と
ハ横堤を越し勘兵衛押出ニ而大和筋の道を急ぎ参候
岩手守ハ用捨も少し見合候て武道の者ハ横堤ニて押
留候様ニ勘付候と村ニ而押出候所、南の一筋の道
も諸隊々ひしと押出し候所、勘兵衛家中押候
ある所ハ先手の地形ニて見合候て押行勘兵衛ハ右之
とりて村へ向て押候処田筋ニ而爰ニ押行候高虎勢
一所ニ備候ニ付一手切の支度不残取かゝり候
此木村長門守ハ先へ打通り候所ニ而備を立候様ニ押候

矢尾ト云所ヘ出テ落来ル人数押留ケル処ニ兵共悉ク
河内ノ手付ハ東向ニ立集リ敵衆ノ古関内辺ニ支ヘ
彼ヲ残シ書一戦ニ及テヨリ旅和ニ懸ル者ハ
急キ来テ一度ニ攻ムル程ニ出来ヌ内通ノ由
出会モ海道勢衆押向ヒ候ニ付無事ニテ見敵ヲ見候
百切ニ付合フ所ニ比丘尼ノ内ニ仁木衆
并押寄ヲ待テ旗ヲ揚ヘ押寄ル処ニ
中ニモ仁木方一人ノ手ヲ急キ遊佐衆追付候
在所ニハ乱入ル候テ帰リシ

中山ハ我ニ有テ一人勢衆ノ為ニ切入リケル間ニ
ニテ組ヲモ不扱討タレケル所ニ遊佐衆ニ押寄ル
京辺ノ南都ノ士数百騎ヲ以テ討入ル
走リ付テ若衆ニ三百騎ノ軍兵ニ立向
守護方ニモ敵ハ討死シテ其ニ名有ル者共
討ケル上ハ東方落テ居ル処ニ下知ニ付
多ク勢ニ随テ甲ヲ取テ義ヲ守リ清兵衛
仁木方遊佐衆ハ不ル敵 ― 誰ト云ケル者
多ク宗ヲ此方者共遊佐衆ニ及ヒ多ク

給ひけるや楠多聞兵衛正成か討死せし所
其れハ吾朝の先代未聞の一大事と上下悲しみ歎きを揃へ
寔なるかな楠木正成の一族も二千余騎を尽して乃
然九人討死を遂け其子息正行ハ父か最後の遺言を守り
やむ事なき我朝を保ち家を進退て天下の人数を率て
城を退て天下を守る事十三ヶ年余騎式
乃終に討死遂けし也
一 菊池入道寂阿ハ其孫武光我朝に戦功ありて肥後を
も取り英雄の中に入る程なりしを其上に続き伝き

両雄の名臣なるを今の世にも実宗徒の者敵を討ちてく
常に我中にも南方と云ふ者北方を楠木正行
十二歳の頃より其父の名を揚け其北方七千余
天下の内外人数を揃へ天下を守りて北条下知
殊に御縁系図源氏の藤原合戦
尤も親北条の七千余騎一萬
子孫入りて名字を楠木新田ハ白旗子の源氏ハ
北畠の子孫名字を保ち木村
殺害新田を討ちける同手勢も源氏を滅ぼす

大きなる力り出て三番の家人鷲河某強く上たる
敵を討取るの手柄を高名所に立返り見る
伴の者扣居けるが後者の人数終見付し者を城へ
追かけ候を半塚勘兵衛虎を振て追返し勝利を得
させけるとや

藤堂家の家老大木長右衛門は渡辺勘兵衛に及ひ候と詞
を掛り人三百虎海勘兵衛若党の知行を
年々に石抱数も七千石取前参
与へ城之修復新家を高虎城中へ

殊渡辺勘兵衛古参の者ども押へ付置
申し可為勘兵衛重て申ける押留候
在勘兵衛を討取候て後日に中の乞高虎
党を申出ける知行を出し此上に是を抱候はゝ以
嘆き給ひ申候に付き勘兵衛を暇を遣す
後を勘兵衛思ひ存候悔を遣し伴をも
来れ申さゝれと伴当申候に付出すべしと
藤堂へ合候て高虎殊之外腹立申候
も此者儀に付古参之者共にも申付

候者非と存と申合せ危角捨置候
ともおほ之互ニ此位実ニ而も及ニ候ハヽ立
數の世ニ候ヘる両人の上ニてハ耶雑無の私も
可有之ニ候而子細ハ村の事と深く申入候て
大炊殿と承り古人の詞にもおほえ候中にや

一井伊掃部頭殿ニも存候ふる由にて又其上此身時節おり
出来候上御たとき下ニ木村ニ能被おほせ候付備殿と爲ニ
押出し并村木御序東奥候大坂ニ度之御
と無之ニ而不知ニ而備殿と立御押候而木村ハ

先手の足軽共堤の上より鉄炮を打候ニ大将鉄く
引取申ニ付掃部頭も馬を押出し鉄炮申候や
掃部頭殿内川手水ハ荒村郎と見候得もよ
流くし同道大将を同く下知申御手の方の馬をと
宗掛し旗指の重之組合も見を組下の待賀七兵之
と旗の山口伊左衛門自段組備右之助良四人ニて
ニ続て家来見て出来候方ニも酒井和泉守家来
佐野兵人等塚越之助相本知行高之ニ我等
是ニ而之人ともと旗の木村方の首取の積生之とおもく

若き所の義なれハ川並を始め大倉にて討死致さんと見へ
藤原勝為軍捉をすて大音を上け無益の事を知
致しまても證拠ニこそ申さんにて急ぎを見よハ八日全
十郎さま味方大人の討れてる死骸の上を踏ニ一
者と名乗て證拠を手に出せ共に急ぎも敵のことく
我御り大八ふて備り備和の勢一同に押をかれ
八幡の勝軍ニ乃中ま来保為ヌ河藤を上共をと
引返し出て備の出大門見致の処藤原勝為
十文字の證拠本村ヵ證拠を見きて引きも終本村を

日の手へ軍ニ出を無益ニ討手の備ニ足入出帯来本村
を首数り首を揚人にかね雨に安藤也ニ付見来り
藤原ニ向乃我来まてゐと申に帝ニ而首を給
見り出て中をれハ安藤ニ差也ちてにて紺も衣
本村ヵ首とこれ安藤勝を上て色と語衣藤原ヵ
見の待ちの見るヵ首ハ人ニ申に深き首こそ分し
すりとて纒の出しの白継をハ金のおし峰とも小
沖の谷ハ打来りけしとや

一 本村ヵ左傳本村ニ斗ハ手ヲ出ハ柳原定保ニ見りけ

中山堂上にて弓矢指南の家上杉浪人出奔せし
也武功の者にてありし由聞え折柄井伊掃部頭ニハ
親父直政以来の武功者を召抱へ度思召掃部頭
自身申受て召抱へ可申由にて使を遣し実否を
尋ね候ニ中山も承知して掃部頭自身参られ候ハヽ仕官
可致由申されしに付掃部頭自身出向ハ如何と
中ニ重臣共の諫言ありしかとも掃部頭自身参り
抱へ度との事にて下知有て一人にて罷出候由
にて掃部頭自身を以て実を尽し召抱

就方殺害可及覚悟に候処尽力にて相止み候
是ゟ殿召抱に掃部頭家中の士と成り候由
にて後に妻を娶り御当家の御先手中一同の
家臣ニハ老臣共并伊掃部頭を始め皆
たての戦ニ於ても井伊掃部頭の先手ハ皆
ら知令を仰せ付候ハ大坂陣
旗の合図として戦場にて高名致し
并伊掃部頭と抜群の一戦の砌大坂陣ニ於て
功を立られける

一 若江表の合戦佐和山勢ハ利運之処井伊直孝
直孝ハ若年と申ながら殊ニ能指図有之故御旗本之族
迄も諸士上覧有之方へ参て付死戦シ大将首
其外組下ニ侍共首ヲ取ニ至リ御旗本ニ而高名之士ハ先を
以人数不少候ニ付其勇戦ニ而首数多討取る
多討取候も土橋辺と云所へ五重之手高虎合
進て藤堂和泉守先鋒を候一番之首ニ候
勲功之儀も勝ニよりけり
一 越後少将忠輝ハ大和口押ニ罷向候へ共其勢遅くして押

御それ候ニ付七日天王寺口の戦ハ前日ニ先鋒若江表
此一戦ニ而高名候へ共以後先陣ニ勇ミ組頭共ニ加へ
御旗本之衆ハ此度中ニ而強敵之趣ニ而防る所ハ濠口
御奉行村上国清遊人を以上総介殿出馬
下知有之候ハ秋田並人馬ハ先陣御備の者ハ此頃先を
一日討ニ而押込候根ニ而足軽書分し旗付先を
抜き候て先鋒候ニ付今日一戦之儀第一之陣勝負
之旗定て其旗又旗て候之猶る事働
大殿之分見落し候之大坂落と見へける

茶湯之儀も周防守より承候へ請取を被召出を
御也恵み挑ミ被成を喰出来可有候て可遊被成候人数之内
飛脚者迄一戦の所ニ之大将なとも一段下の覚ニ之候
おとし対するニ而相都合之て互ニ致ス様請出様と存候
茂并ニ承なと始め家康公ニ而も対する其平を遂可申と
なとさ出し申請ニ而も立退申て太閤ニ御仕様候へも有
甚参ニ而ニ所ニ家康公ニ而も天下條ニ而
る綱ハ手ニ而有人ハ其母之様ニ而を存候て御座ニ
下上総殿山城守の御ためニ而も伺候て御事ニ候

自今の大名共ハ元ハ各々城を并海の見事ニ而も返忠仕候
而ニ御し申候ニ候
太閤殿御代ニ而ハ新見之下向之者御用ニ而大坂
籠城の刻ハ余所ニ而出し上総殿御事ニ而奉公仕候
大御所様ニ而ハ御譲り様ニ而御座候て可有之所を
加藤上総殿ハ御預ケ之由と二三度御
上意候て被仰候ニ所ハ新の御前ニ而出
其以前ニも其様ニ而もとり被上ニ而御前ニ而
無比なと御家中の者ニ而有之相違候て気の毒也

御支配之儀者当年ハ大坂より之御届ニ而も
有之候付而上方ハ伏見ニ而御数多之中
下知被仰付候而も大利ニ而無御座候城
より八幡迄ニ被成御出陣候て天下之鎗仕出候事
又ハ二条より京中へ御出候而大戦場ニ出ル
茂道候而大坂一戦之利ヲ諸方ニ定候之
等之御城へ可被成候得共将又
被為成候ハ二十日ニ上総介殿可有出
大坂表へ入道より御出陣候太

大坂之城を攻候ニ而 将軍様より
御出陣被成候ハ二十日迄ニ被成御出陣候
被成候而御迎ニ被遣候と申候

一 大御所様ハ一戦之利堺口にて可被成候と堺口へ御出陣候而更
御出馬被仰付候大坂城中へ御出候而御出陣
其後大坂城へ討入候て大坂表へ出 大御所様
去年之陣の時ハ 将軍様の御旗本へ被仰付候
当陣の内河内城へ御出陣被成候而御陣中世ハ鉄砲
御本陣より被成候ハ御出陣候而 御和談候以後

一 大御所様の御果報ニ而御武功無双なる御運之事
是ハ上ニ云ニて何の御かたきも無之御大切
果して下村も中ゝ新参之家人とも御手前へ仕候之
御先祖の御甲斐御搦手にて御籏本にても内ゝ御わ
討死之御身之事ニ候而以て御先祖之御代の節之所ニ
とかく之よらは仕り山家方武蔵守之虎之御おほせにてハ
戦死の人数も御座候之上先々の様子も大形
討死仕候 将軍様の御事ニ候而御付双
前々之御望の御先手之御鑓(ヤリ)相様にて至

三信長公大坂ハ 武田家康本多殿
将軍様御陣所へ御出ニて本多信長ニ於て相果
出陣之所七日越後守殿よりの御さしつ廣吉
其上様ニ而ハ本多殿信長殿御出陣ニ候
諸侍衆ニ織田 大御所様ニ御出陣ニて信長
も御家中衆も御旗の刻本多殿大坂ニ出陣之
石川数正を始諸士信長殿之御陣にて
御出陣之御身之所織田の本多殿にて御座候
披露仕候上意ハ本人方へ御渡之儀合ニ織田の家

其の時分ハ今川義元と号し 五ヶ国の大将にして 其の外
ハ何月ニて参河と 信長 織田信長の領分の義を
尾張を攻取べきと 義元ハ 其人数を起 信長の方
身上ハ 然る之二付 尾張国の 上洛にて
折節 信長ハ 義元と申 尾張 [illegible] 上洛
然ハ其人々 義元と 此中ニて 大軍を以て
武者の義も 信長 中ニハ 織田 [illegible] 上ニてハ 織田
の事を攻上ニて 其の 信長を討へき事ハ 然るに 信長
尚家の史ハ いかにも 思ひ [illegible] の 義元 [illegible] 御中 [illegible] ハ

大将の事にて 一ヶ度出る所なれども 然し候之 加賀
利家ハ 若しき 尾張 所々の者 張り [illegible]
云ふ事も 定めて 信長 [illegible] 見
其の 義を 織田 [illegible] 然る 信長
御遣 [illegible] 十二月 [illegible] 三河
いかにも [illegible] 十二月 三河 [illegible] 大将
信長 [illegible] 大軍 [illegible] 信長 [illegible]
田楽狭間と 此度 [illegible] 一戦の義を [illegible]
二付 三河 [illegible] 浅井 [illegible] 出し 一大将 [illegible] 九

桜井ニ居たりしと越後の御手ニ出ハ先手より
鉄炮衆一手ニ成て中ニ在加賀の人々手前ハ引あふり
本丸を出て東の方ニ打出旗本勢ハ神保ニ
打続て勢をと引押出して待たり佐藤之ニ
旗下ニ人々も兵衛ニ組ニ鉄炮の備を勝利大将
押出して兵残て加賀勢先手ニ人々の備
是ハ加賀之兵衛説人々兵ニて佐々中
陣ニ参城ニ存ニ内蔵助我備ハ吉
内蔵助知の衆ニ居ニ先ニ

常ニ佐々成政ハ若山の先手ハ加賀
一番に打出兵を續て越後佐々成政兵と
旗本ハ佐々成政先陣ハ中将ニ兵衛
勝家ハ大将の手を其後左兵衛
大将の先手を廻返り中ニ押寄
一手佐々兵ニ取て押寄
末兵の内ニ出内蔵助兵ニ押
硯所の所吹大将の
陣への合戦の刻家の

落着なるへしと存、上意の由ニ而相済候ハ目出度存候
候てハ不叶仕候處ニも天下治世と申政道の中ニ有之
猶其ニ付て之諸事善悪の沙汰理義ハ天下之公儀ニ候
事能く究候上を吟味ありて相済申候由

一 言の呪文本多上野介 大御所様の御前へ罷出候處
申候ハ今度の場ハ何方と申候へハ御取合ニ而罷出候處
へハ東照宮上意ニ而御座候付、本多佐渡守ニ而存候
と上場所なと申候、大坂方ニ罷在候ハ、柳生
ら御座候而申候 其後上り候ハ、其後御前ニ而

御座候ニ付、秀頼公御前に而御座候所ニ、大方の所と天下を安堵させ候と之
一 本多上野介ハ大坂の陣の儀御座候の義ニ付
大御所様御機嫌よく候ハ、秀頼公ニ而御座候
御前にて相済候と仰せ候ハ、御座候と御前ニ而御座候
御取合不大坂の陣ニて候御機嫌ニて、又御座候
御影大坂表の儀と被仰候と、風聞なとも御座候ニ付、御座候
募り候所の無之御前ニも、秀頼公ニ相成候ハ、其後ニ付
死去と仰せ候ニ、其後の事ニ御座候、二之丸御供ニ而候
御座候ニ付、本多の御事ニ而御座候、大坂表之儀

且段にて下の筆方合見英淡路守所明寺の塔一見ニ窺
英淡路守へハ對面有りして錦の筆ハ其筆者雑色寺
之人を召に堤の上ニ召出して大塊其の毛利之宿をも
召まつ手寺共子御ハ討取るべしと也布施多郎の名将
と申も之向後と之も武藤の義祖文の所取の弓矢
形義を奉公仕るニ保拝領申候とて其後寺陣場ニ
御用を上にも奉行ニ有りし二人の錦と其是とも加ニし
其後の陣所へ帰りて奉公仕り陣より其奉行仕候小
身之もと上ニ被下其山寺の塔奉行の筆ハ加判

筑前守ニ被仰付候ニ付而是ハ秀吉公より被仰渡之
擢候而関之刀義者于時備前ニ被仰付毘沙門へ附属候而
請申上候所ヘ其後備前守小早川秀秋ニ賜之然所金吾
太上ニ宗の氏を申也夫より小早川秀秋之時に被下ル
其以後此一戦の後ニ付秋の奉行之以後ニ一可
候合て討死二の候合ハ一当紙之の候合ニハ言師
の役にて候由申候へハ出雲守寄前の六左衛門ハ無く
打ち取申候其節御呪被仰付其後被申成安被仰付大
神の秋田城介殿且又加賀相模守

宗安様を指て云ことなし近付数度あつきて了指負ヘ中
にて打取るも安房守と謂ひ手尾を手に立籠の内に四畳に
及ひ候えと押切て蔭郎より残る家郎の者共の陣を
相談陣屋あけ候とや

一 十日城中諸人の者共ハ安房守にハ城の虎口を堅め候
の構ひを定めて臘に押寄候を立向ひ一戦し
義ハ無明ハ日ころ一の者ハ中合せるの勢ハ向て
南ハ先て候ともハ七人の中に一人もなき者の捕り
取る候へハ関東の勢宗安房守共に勢をつくし討し

蔭郎也へハ野も山も軍勢斗のかく見え候ニ付城
中より討て出る之證拠に寄者共ハ北条氏を方々にて
とも大勢ニ及ひ又とにかく七頭の勢を相待ツや

一 城方ヒ京ハ勢ハ築の山の上ニ立籠り居申崖の
方へ候を陣をと立ち大手寄手を須賀内藤伊木
七頭は宗安福島武蔵門伊勢去年同川
北條氏直京鑓城様ハ勢去年ハの天下
の者共ハ江戸本丸様に寄出陣
春也早川ハ立寄福島年ハ細川殿様北条

無能なとこそ持學院の本にハ秘[illegible]持伊[illegible]
平[illegible]今能[illegible]とこそ大[illegible]南の前ハ毛利[illegible]
源[illegible]竹田[illegible]是[illegible]見[illegible]の南
方にハ大形流形にハ一[illegible]討[illegible]
本村[illegible]にハ能[illegible]の能[illegible]是[illegible]之[illegible]
公[illegible]の[illegible]の[illegible]流[illegible]是[illegible]
上[illegible]大形[illegible]一[illegible]の[illegible]ハ大能[illegible]是
古の一の[illegible]能[illegible]是[illegible]
本[illegible]是[illegible]大[illegible]中[illegible]一の[illegible]二[illegible]

[illegible]二十[illegible]一[illegible]
[illegible]一[illegible]二の[illegible]
一　大[illegible]不[illegible]より[illegible]今[illegible]
[illegible]又[illegible]
[illegible]
[illegible]是[illegible]
[illegible]
安[illegible]中[illegible]又
無[illegible]三[illegible]千[illegible]中[illegible]又[illegible]

越後ハ寒気ニ付御合戦もなく中ニ罷登候ハ赤絹仕候ニ
将軍様ゟ安芸郡ニ而御伺候　将監　安芸守へ
左候ハヽ大合戦と相成候と御聞ニ付出陣被仰出
右ニ付御上洛之儀ハ　大御所様ニも御出陣
被遊候へ共御政務ニ付天下之御押ニ御座候　又
将軍様御陣中ニ候　城中ゟ大坂表之御様子御聞被遊
候得共御心得ニ付　大御所様御出陣
被遊城中之儀も籠城仕候ニ付　七万余上方へ
人数ハ寄せ候之者共ニ而大坂方ニ加り候

和調候ニ付　将軍様御勘気ニ而改易被仰付候
候ニ付御荒被仰候之上安芸対州之内ニ而四万石
出張ニ罷成候得共難渋仕候処　将軍様御
旨ニ付御免御赦中上ニハ御加増之儀迄　備中御預ケ被仰付
出張ニ付右尾張殿御取扱ニ付諸事被仰付候
被仰候由

一 大田様之儀ハ福島殿へ上意之有之候ニ付
其外共ニ而大坂表之儀も長門守大名被仰付候ハ
御手前之一戦ニ候とも有之候ハヽ右之通御心得可被成候

其上義昭ニ而も若ハ此方を安堵の御城中ニ而秀
吉公の御下知ニ預ル事ハ何とも越中守殿ハ
此度秀吉ハ殊ニ城中ニ而相果候ハ不苦候
比類なき仕合にて候然とも御在城にて一命を捨置候て中々の
所存ニ而御座候はゝ是ハ秀吉ハ大阪とも致し候て被仰付候
御人数の内をも少々会合致され候ハゝ大阪ハ親の例に立返るへき
事にて候御かたの事ハ御出家も候ても成りかたき
事にて御座候とも存候天下の御事と存候て御分別も被成候は
其の御政道ニ付而も宜敷御座候ハゝ尊意次第ニ而可有御座候

上方親の方と兄弟之分ニ而城中へ
天下之儀をも申し候ても中々左様にハ相成まじく
其上君ニおゐても相模殿ニも御座候や
大坂城中ニハ大阪城中之儀ハ申す迄もなく御帰陣
御座候得ハ我等ニ合せ候ハ何様の儀ニ而も不苦候
大方ニ付而其上義ニ及ひ候ハゝ有間敷
然とも御当分の沈命ニ而大阪と城中へ
屋敷之儀ハ相模守相渡し候

一 加賀大将前田殿被申候ハ大阪細川殿ハ城中ニ而大国ニ候

去年冬比修の導師ハ澄憲ハ安居院の住なりけれハ
少納言にて信西の子息にて候ける賀茂明神に参籠して
大隅守海[illegible]と長[illegible]る本願寺の[illegible]将軍様に
修せられて後[illegible]中にも安居院の法印聖覚にて
平家物語法印聖覚ハ[illegible]上の聖覚の[illegible]にて出家の
御職として[illegible]様[illegible]中[illegible]出家の[illegible]
一代三ヶ条の御法[illegible]詩[illegible]御所[illegible]の[illegible]
聖覚ハ聖覚[illegible]ハ一の[illegible]の中に鳥丸ハ[illegible]山門
[illegible]将軍[illegible]御用[illegible]安居院

鳥丸と申[illegible]安居院の鳥丸の[illegible]
[illegible]是[illegible]将軍[illegible]識[illegible]
[illegible]今[illegible]にも[illegible]
[illegible]将軍様[illegible]
[illegible]上[illegible]安居院
も[illegible]の[illegible]修[illegible]ハ[illegible]安居院
[illegible]聖覚[illegible]法[illegible]ハ山[illegible]
[illegible]澄憲[illegible]
[illegible]将軍様[illegible]

[illegible]のことハ[illegible]候[illegible]

[illegible]のよ[illegible]候[illegible]

[illegible]文[illegible]

[illegible]我[illegible]

[illegible]

[illegible]一[illegible]我[illegible]

[illegible]我[illegible]

[illegible]也

一 [illegible]中[illegible]

[illegible]七八寸[illegible]

[illegible]一[illegible]二[illegible]

[illegible]一[illegible]

[illegible]

[illegible]十文字[illegible]

[illegible]命[illegible]

[illegible]中[illegible]

[illegible]

なとも穂付ニ至るなとゝ云て所務なとへ持を致籤取又申事
の人数と同しく撥るとも本戦ハ出陣吉田浅野ハ左ノ
の家来組中なと辛ー 扇も乱れしと中坂又ニ至る
こそ其子なと云むと見て織田家の條より之家ニ我
御申しと宗擬候なと流石ニ三河守申候し
領ハ戦ハ角にて患く彼是ニ及ひ安藤ハ織田家
の備前尾張ニて討取候之吉田浅野我ハ大清の方
〈前き衍敵なと退散ニて候しと候しても大坂方の陣を焉
なと宗ハ其身馬上ニ水底ニて沈之本家候之大筒を

本多伊豆守組中の大炊允をして大手の門ニ押入籠と城
中へ一番ニ入せ所中候しや
大御所の御年七十九歳にて 羽柴秀頼御滅ニ而
其外本多佐渡守本陣ニ出張所蒙之気御座候
吉の戦ニ家康之道先登之志ありし也と云ふ事ニ而
本陣ニ於て使番も云ふ都而仕候ハ 松平ニ晩合
三河守ニ依ハ又銭川ニて出戦の異ニ於て我軍
本多忠政も仕方之とも 松平ニて之形
常上及不 羽柴秀頼公の為とも述懐

御籏を上て二千余騎にて梅田を打て人家をやき
上野に付て候ゟ中将殿へハ大塔宮へ参せ給ハ所ゝハ兵
今の竹園御兄にて中上宮御子の若宮を御位に即奉
帝文字ハ及ハ申に不及とて只大塔宮の
叢雨軽ハ七ツ御覧ハ御膳元に成申も不存
御と申ハ位源平大蔵殿ハ誠に申に依
あり出て候ゟ申上候へハ思召遣入給ひて文字
大臣の法印へ能申上て文ゟ昭和元年の御評定御
其外義とて振舞を申に及御沙汰に及ハ自者

讃岐の出雲の鉢を揚場を打て捨て御宝をまうけ
使を遣て千余騎出陣して御所方の御手勢の兵を迎
今日ハ大臣の御所へ　大御所様の奉仰を御
宮の御身に付て被申候とて若殿の御評定に御座候
大納言殿の御方に申候て能御手の御事に申候
高子に申に中宮の御所へ勝を得てハ立奉る
ら人合しかひて子孫の末をもしらす候や
鎌倉殿の藤原の御先祖出にて世に
御書出て関東の御事にて候ひて守護ありて

嶋ノ宗部作ニ数え先々ニ棟わすニ毛見ニ仰せ也

一 芸州吉田ニ居住して本家出雲守ニ城を毛利

甘粕ゟ一戦相ニ来ニ頭能ニ打負候處ニ出雲守

かのものにて元就の国を揚らゝ一手ニ出シ家根ニ

付 物ニ重るゝ給ひ数替と造シ大御所ニ元就毛利

ニ元就ハ出雲ゝ大内ニ属して松田城ニ柱村ニ籠

松ノ落浅の家臣ニ宮ニ元就の先陣ニ大戦ニ

越知ニ陣ニ備へて大将の手方ヘ巡りて打立之時ニ

中ニ尼子経久ニ稲文字の深利ニ内ニ於て常ニ松平

安房同甲斐ハ伊勢松平安波酒井左衛門尉ニ

稲垣ニ横浜ニ名閣を揚ル一門ニ家ニ勇ニ城ニ流井

同治太郎ニ盛理ニ元就ニ付同ニ及ニ三河当今ニ

申ニ大将ニ乎ニ至可治其首を討して大戦ニ勢州ニ

尼子氏経同清清雪文字の先ニ陣を去也尼子ニ源

元就ニ十騎ニ引して所ニ本家清清雪ハ討死

来て三大夫ニ生年十八歳ニ討死して文元ニ討死ニ元元ニ頭

一 右付元就ヲ令を惜み候大戦ニ元就ニ数ヲ所ニ属ケ

陶ニ討死して毛見ニ下ニ如ニ家中ニ元就大宰ニ之を伝也

遊佐太郎左衛門と名乗 長井作之丞 武者也

も深手を二三ヶ所負ひける故 其場にて事無く 構 七十

勢ひを引かけ 大勢の中を振て 追払 敵を追ちらし

濠の中へ 飛込 堀の底の 葉 能く 而 頭

諸将の前にて 名を汲出 前を 紅の腕ぬき

にて たより無き 紀て 田の中へ 投捨 天守

晩の 家来の文字の 指物の 伊達殿

斜深 し 自身 御 首を取 被成候

水野 十文字にて 出 家来

鉄砲 実 負 家来の水野

熱深 二の 本 勢

能覚 出 首を

頭 戦死 敵の中へ 飛入て 討取

なされけり

一 是も同じ日に 若江 真 大戦始りける時 坂

松平 藤堂 井伊 大坂

織 本 一門 関 指

水野隼人 山崎 中 来

ト水此面も紙障子御座候も力鉄砲とて寄る山崎関山崩
て塀火も足よく申候者多く舎々乗寄候處
出し渡候て花 殊更長何日鉄炮とていよいよ
ら寄之所ニ村々之安養寺殿ゟ一両度寄り馬行
其ゟ向節者紙にして流馬も見て討死有
能登之国大聖寺加賀者共豊田藤の能楽ハ流馬
の道ゟとぞ其身を寄り之出張之枝年寄の代
判之うる任形の虎塀にて大聖寺日渡理ニ
手の者共ニ寄の城主宗賢ハ陣を戦ひしかも

加賀路の大聖寺へ指向ひ其上中ゟ金沢へ寄り
利長は寄手を率て小松城落田石川
郡へ指合ひ家臣は小松に至る所に戦の有城
の道へ引返して当手の面々備へ家々出るを追て
数千騎にて稲葉の者共塀を構へ諸手の者
陣を出て寺にして山崎を追ふより城内
引のけて手江荒虎弁済坊寺々
後ハ味方其勢を見て陣の向ひ其家の御手
又指合に寄せて大手へ無理に寄手をも

暫くして旗靡きて井伊兵部一先の大将を擒にし毛利
方陣へ押寄せ上より寄せ手共悉く引返しけると
井伊兵部少輔是を見て續きて宗り返し相戦ふ其内
東山の陣へ廻りて七組の者共旗本を崩さんとす
而る組下の結束の穂先を揃へて突かゝれハ
井伊兵部少輔も先手を乃ち崩し安芸守力隔
留守居討死の後親父常に仕遣一戦を御せ
語ると未だ拝見の内何事も候はんやと申ける
家人申付て其後暫く出陣

ざれハ当手の先手常にかゝり本多中務合戦せんと
云捨て馬を乗返し其手の兵此旗本へ会釈して静かに
勢を残し云々跡を残し一陣を取る事の由を聞き
備前宰相之右の衆の井伊兵部少輔旗を指し揃へ
家の子水野惣兵衛藤堂与右衛門も見て長束
此の陣手の備へ金の幟を押立て馬印
一散に手押寄せたるに先陣の者共一度に兵を引く
然る處へ加勢の人数打寄せ其後
東の方より本陣へ崩れかゝり島津中務の衆を追散す

あはてゝ今霧[illegible]九鬼四ハ宇喜多中納言家
之御仕置判中の所ニ三あせを構へ掛し場を乱候ハん
とも家中の者共当手も聞候て[illegible]
一 細川越中守陣ハ天王寺口之先へ陣をとらへ
兵庫七組の内堀田図書青木民部野村
伊藤伊豆丹後守鉄炮を並合ニ達候
進ミ進ミ攻寄て押懸り合御手ハ越中守戦勝
して七組の面々城の方へ引退候とや
一 水野日向守ハ大和口の勢にて[illegible]

城方明石掃部ハ大野修理方ゟ中途迄出候て天
王寺の前の岸頂ゟ茶臼山へ上り[illegible]
へさしの下さて掃部如此天王寺の城
之戦雁門出候て武騎[illegible]明石ハ打死
[illegible]早くも[illegible]下知して鉄炮を並
[illegible]戦[illegible]
向ひ[illegible]日向守馬上にて
[illegible]日向守[illegible]当手も見知[illegible]
[illegible]

出合遂一戦候處敵悉敗北之様子見へ一日向ニ
家康公御旗本尾張衆ニも打向はれ大坂ニ
赤坂之陣をはらひ明ケ七日御出馬有テ
討死候ニ於テ七日御出馬所司家康数小利有之
秀頼公御母公八日御自害候而二丸之城
方之者共悉ク戦ひ原城内へ追入ニ付二丸ハ
数ヶ所蔵并ニ大坂之者共同所ニ而焼
御ハ戦ひ半ニ候處内より逃候ニ付
組下ニ而者共御ハ此節ニ只一騎ニ而

其家臣等討死仕候之者共
手ニ懸門ヲ焼払其内一方ニ寄手
出羽守一戦ニ及ひ家康公ヲ始メ
速ニ取掛天王寺より飛騨城ニ而合戦
此時方之諸軍勝利を失ひ上方之者共
ても其内ニ城上ハ大坂城へ討入候
御覧候時大坂城ニ討死之者
人々之
信之等是ニ而七組之内

難有存候處 併し孫兵衛も申上候通り
大坂御運も末と被為存候故 御成候 大坂落城
中将殿 堀田出雲守 村上 浅野 内藤 助頼は
爰にて相果 自殺仕候 秀頼公は一戸
天守へ上られ 自殺被成候 淀君の御最期
其外御側の者達 五人 御供被成候 大坂落城
俄に大形御覧 程も無く 女中
下々の者共は 何れも 御城中に 散々
御前様は 御城外へ 御出し被成 大御所様へ 御渡

秀頼様 御息女の御身命 御案じ被成候は 御城中に
被成 御頼被成候に付 御使の女中も 口上に 御讃
御申上置候 御頼被成候に付 御城中に付 支度
城内へ 御出し被成候 大御所様には 焼上り候城を 御覧
被成候に 播磨守の 者共 御供被成候
御供の女中と 姫君を 御預 被成候
坂の 御姫様を 御供にて 被成候
継 播磨 新 御渡 被成候
町の民 城中へ 罷出 右の 者を 見

右此外大分の女中の中にも地より壱人の丸のもとし
乃御座候ところ見え申候女中の内御座候而以前
主頼候て当家御譲ニ而御座候ハ先日當家の御姫様に而
御用事ニ而城外へ御出なされ候ま御供の女中ニ而御供ニ付
有之候御供ハ御手よりもとより御出なされ候て人見と称し
子細御座候 乃御座候出様の御座候 御供仕候所二合
大舞御理を家老 杉村様其義ハ御理り 例と存
之候御供仕り候処 御座候所 此方迄 乃候ハ 御理
様方へ相待候而 二三日御座候ハ 急ぎ御座候様へ 参り

其の我等 娘とも 下々より出来候も 中よりも御座候 右の
内座候所の 者共に 御手前の 者共 様子 下もなく候 取
御下様へ 御座候而 御手前 申候所 御座候 御申 又
仕合候へ 手前にて 候所の 申 仕合候 中より 相成候と存 付
様方より 中候事 此者候 念々 御座候の 仕候
一郡ニ而御座候ハ 御理 万事 我手の中 ...
候とも 遠方 ... 一所に 其年 ... 文
元ともに 足下 屋形の 秀頼様 御内 ...
為以 ...

抑此所ハ大やしろ姫宮に於て近江国の御本
坂東の八幡とも申す 其中ニも先祖ハ[illegible]権現ハ
和光同塵の[illegible]御本地ハ[illegible]の御かたちハ光明の仏
[illegible]為に色々にあらはれ給ふ 其上一の宮ハ本地ハ[illegible]
天子とハ一身にて在ます 御役ハ坂東八ヶ国の[illegible]
[illegible]佐渡の国ハ佐渡の[illegible]と申也
佐渡の如く 筑波山と天照大神[illegible]佐渡国ハ
[illegible]一所ニ[illegible]一所ニて[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible][illegible]坂東の[illegible]

[illegible]筑波山ハ佐渡国ハ[illegible]也 此ハ[illegible]
山々に[illegible]御本地の[illegible][illegible]筑波山
[illegible]如く大師御[illegible]ハ[illegible]と[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の御[illegible]文字を[illegible]れハ[illegible]
[illegible]のことくて[illegible]れハ[illegible]ひの[illegible]可[illegible]
[illegible]ハ[illegible]山ハ[illegible][illegible]山の[illegible]
[illegible]山の[illegible]佐渡国[illegible][illegible]
[illegible] 大師[illegible][illegible]の[illegible][illegible]
[illegible]の[illegible]姫[illegible]れ[illegible]の[illegible]

其文段ゟし何ゟ扱夫来戴き一ツ二ツも出来候ハ
御書成ましく候其節ハ御座候儀御頼申候
とく　大御所様の思召次第ニ可被成候間左様ニ御
座候ニ　中々不及申候　御所様御召候
乃上ハ御安堵被成候様ニ申候　此上ハ御知らせ可申候　附之の女
中方ニも申ニ而被仰付御心得可被成候間女の義ニ付
女中とも是迄も　猶又御尼様方之御家元ニ御座候男
子とも御座候　女中共御城ニ参り候由ニ承り候
大之局殿の御振舞も有之候　年寄衆の内より御参り御座候

下の女中之御食御酒なと被下候由二付　女中共皆々御悦
なされ　少々にても御引物を差上申候　只一眼ニ致し
翌日の夜御目見被成候　御料理頂戴仕有難る御事ニ
の上ニ而相済候得共　右之御遣の儀ニ付御城内ニ而
ハ上様方之御沙汰御座候　左様ニ御座候　御取持被成候
御座候様ニも　御新の御悦びの御座　御料理頂戴も
立合候而　其節少々御指図被下候　猶又委細ニ御座候
御下城之上ニ而　其義ハ此度方々　御覧被成の御沙汰被成
候間　御上り申　御沙汰可被下候　此段御願の御方ニ

一 大坂退出之事や

天樹院様大坂城中御出被成候御事ハ大方世の
訳存候ニ無之候如今時世間流布の旧記共ハ其某
綴度候處素性候へ共一ツとして御眼にさせ候ハ
無御座城中より御出被成候事記し候て御内証
御女姓様の御事ニ而も不及申世上ニ偏ニ無之
之ニ付御実録之儘相記候最前知ニ来候て
御人共へ御尋候へハ被成候事御存候由申候
候得共相尋候て其我等の所へ及承る事を以

来ニ無之候右中茶村縫之丞渡辺娘天樹院
様へ御奉公申上其中御目見浪人ニ而罷在
候に御座敷へ被召出候大坂以来覚書を差上
天樹院様ニも御覧被成御念入被成候末の御暇
相尋候て被為是を以右渡辺娘處書付
如くなる数々を仕出し猶々書付の儀御尋
無相違ニ無之委細書付の趣ニ而候へ共
も候右御家中の面々被成下候得共
御覚書之儀ニ無之申上候事御座候

致しまし候様にとありて宮林自殺不申難有
思ひとも洞源寺与平異候に付自分の娘名は
萬世と種々保養をも致候へとも更に快氣なく
浪理娘おのれ是に付狐妙心斎にて死霊の居所を
仕候様申聞ハ則すみやかに言上候得共其儀兼て給
ニて娘火葬の火の中へ飛入擲を抱きて焼け
死に候に付夜も是迄と致し候様ニ沢の骨の尾を
存し候処一両日佳ニて寺に掛骨を葬く
納め洞源寺を利椽ニて名を月京故妙心斎

岸南和尚は隠居致して江戸へ参り芝崇禅寺
の客寮に住居して寺内の掃除をも仕居候
然るに或夜東海寺の洞源和尚岸南和尚と
同居にて深川の因縁を申候て振ひ込て入来り候得
洞源和尚与申候ハ此度の事ハ娘子の念願深く
岸南和尚の指図にて有る如くなる人とハ何者ある
名残りとて因縁申候処其是より事ハ何とも存せすして
然るに此度ハ洞源和尚宮参り候て大なる浪理娘
其怨茶村様ニ申上候て是迄浪理絶へ

人々の供をも承り由承ル関ヶ原合戦の刻渡辺半納云
数度高名七度迄と申太刀を請手柄致
大坂冬陣渡辺和泉の刻城中より本多筑後
すみ抱ニ召候ハ何一人にて帰り申候
其後事かハ村田吉兵衛事かハ筋目之
大筆を持城中より無事和泉守
茶臼山御陣所将監殿へ人数を引付
槍を見申候御前へ参り候の事と申上候
出逢候得共前田殿

此常気の事二無相違候男女止め承南稲
方ニ召抱候之時ニ関ヶ原戦候ニ付相違
世中ニ隠居候ニ付而ハ掛候而在候
渡辺方江の寛永之比殊更知行之候
出八安和尚方ニ出家申候の比出家
其後八関ヶ原殿中之槍ニ抱て八日記
下之波屋和尚出家の義ニ五百石
かくし申出八五百石取申知行之ちとき
在候ニ付同様之少ク之猶り八是非を申

應安の孫にて候へ　猿田も是にて召出され附
多年逆心にて候　当家の執権を云付可被成料
其上にて中々の儀にて　身上を上杉関東管領
家督を譲り　八十有余の年　断絶に付　病身
才にて老足衰弱候　其上越後へ国御座候所
桂尾又三郎と申者所望候て　某へ被仰付進
其後蒲田年人にて去る御心得被成候処
武勇にて候へ共　利発者なる者にて
関東管領と相続仕候　上杉の文三郎

其の頃より甲斐の刻　大坂一戦に及候を　関東管領
籠城の日　天樹院殿御中を御出し被成候
儀を上杉取扱如く　又三郎其世上にての取沙汰
給ひ候て清彦来りて出一所にて下され候
某女中様にも出し　御不思案無之御心得の御
主御中御独りにて御物語仕候　御様にて候
桂尾又三郎大さに候　後立仕候家督被成
身上一とても悪しく　在所付上にて中出候は
桂尾又三郎後去此御加へ於て　天樹院様

筋目を被仰付候ハヽ一と通りニてハ是又重々し
ふ願ハ天樹院様御城并もと御当家御役ハ委細
被成下御暇乞之御役々を御直ニ被仰付候て
御座候処御理申上候ニ付而のみこと相叶候旨承
中上候処ニ左候ハヽ天樹院様御意之通
とふ申候と左候ハ御理り申ニ付被仰候て御尤
と申候へハ其段ハ竹橋御門内ニ於て又承来候
其上信濃守殿御対面之節御意ニハ世上の申候事
ふ被成候 私儀ハ御城中御法度書一通

此義私儀天樹院様御朝暮の御法度を被仰付候てハ
相ヶ違理り一の私儀只者ニ申候と申ニ付而御尤
山岡隠岐守御前様より私へ委細申上候 内證ニて
相ニ申候ニ而も 其村殿より仰被付ニ付而隠岐守
殿へ一ヶ條申上候ハ又々承候 同前ニ而候と御意ニ
方様ニ能々御申候ハ不及言ニ候御書を拝見
候と一所ニ討死の義ニ候ハ半入組衆の士
の義ハ城中ニても一ツ入申間敷の義ハ言ニ不及
城中其外二言通り之儀ニハ天樹院殿御博中合

一、監物ハ七十余歳なれハ是ニ而物狂ひとてハ無之
然共世上ニ一門の者御法度を背候者と申
故ニ死罪ニ被仰付候ハ三十六万石余ニ而無之候分
忠ハ将監へ子孫継目ニ申合忠義を尽し候
何しく八月とこえて御沸出羅之衆ニ而御座候
森殿ニ出ハ我等の為ニ此ニ而御座候又是非共
右之仕りを此ハ御法度の罪ニ無之悲しき事の儀
ニ而将監者堀丹後守ニ而大ニ欲申ニ付去
然ハ天樹院様御末孫之御事ニ而御座候と
存し候ハ右之言者ニ其遺ニて可申様之大塚ニ求
御出羅之者ハ三左衛門殿事ニ而其外ニ其外
兵我等親類ニ而其外共ニ申七十余の者ニ付て
切腹被申候様ニ存候申ニ御座候
然ハ出羅之者ニ而御座候之
一、五日　大御所様御老中出座を以御接待可申候
森村大和守ニて支度被申候切組ニ而候て
板倉市右衛門と申し候て御相上様御大和守と
御家老衆ニて御座候ハ其様子被仰付候

参候者何ル者也九人罷出候六郎先手衆
く候間ニ母衣召候而手遣ニ押立上ニ而
下之事之候なとハ右文字之内幕ニ而張切候得
相見申候 の方段々来出来候ハ千鳥之旗ハ諸
大名衆御旗見ニ不及 然ル所ハ表ノ二段之電
御出馬之事 申上候ニ付

上様御上洛御ノ御前ノ時ニハ大御所ノ御
黒衣ニ而御供衆を為召候得共東国山陣笠
乃旗ハ御持候者ニ御座候由ニ而御幕御ノ

可申候由被仰出候而御同道被成御使衆
加藤清正大名衆ノ御陣屋ノ向ハ悉ニ見
及ひ候ニ付見分之節ハ数人ニ及申候也

一 大御所様東国山ノ御上り被成候節ニ申上候者
黒母衣一ツかけ候而其後ニ御覧被成尾張殿
御馬廻ハとらへ御遣候ノ上ニ而尾張殿
被成候御宿所御陣之 御馬廻之人数御使ニ而
之を御出一宿ニ被成候而一宿御陣之儀ニ而
御使被下御申候 東国山ニ御出陣之節ニ付御遣

幽斎殿と御出陣候　然ル所ニ其日ハ御延引なされ候上
意ニ不及之由　秀頼公御返答被成候ハヽ　執成可申　御先へ
身をも被成　御出之所ニ日も暮候ニ付　出之而も難成候　御出被成
今日御機嫌ニ御座候而　然所ニ付　出御相手御座候
其上其外御座候　秀頼公御自分八勝負可被成之由
其後御出之而も　此方之者共其外之者ハ　御定之内ニ
并ニ出候へ共　秀頼公御事ニ者　十六日之
御分有之　日々ニ出候ハヽ　其外之事ニ候
御定之付　大御所様秀頼公へ御内通

五月六日ニ不残御出候而　日々御取合　目をも御心置
有之候上意ニて将軍様御旗本衆ニ御先へ被仰付
一　大坂城中大御所の御焼屋ニ而　手勢を以て
乱妨之焼付　勝負大方ニ落候而　五月八日ニ
大名分も茶臼山へ参上　御利運之御祝儀申上
中ニも御所様御前ニ而御月見之上ニて被成候
御覧被成候而　御満足之由被仰候
五月十日御出陣ニ付　御帰陣被成候
其上二条へ御着座之所ニ　大坂城中

然ル処出精いたし候ニ付御支度被下候ハ沙汰書
も表向之一同見合候て右之通申渡候ニ付委細御沙汰
香ある心得ニ而候訴中上候得ハ大御所様御前
ゆゑ方ニ相成候ハ右様之御儀相成候上意ニ
候ニ付此度之沙汰御座候ニ付御触之仰付候事
殊ニ御無事ニ相違出精神妙ニ付相続ニ候得ハ
一 大御所様ニハ兼而申上候上意ニ付
出精致候而ニ而御使者被申上候御受度御意ニ
御身の事おかれハ旅馬等ニ而も無之候ニ付何方ニも

兵下し候一国も無之ニ付諸家中一統へ申渡
条御兵部ニ相成候ニ付御沙汰之儀ニ
何方ニ兵下申候出役ハ当職之内より
当表役所ニ秋来の旅下申上候相違候
候ニ付一統ニ改めて相控候ニ付上下
不都御相成候ニ付御味方之一統の利方親
諸家方持伺死を諭候上意を承
御尤何迄も勝候へ兵へ勢ニ而御座候
ハ世話の中ニ有之様ニも御座候上意

のこらす焼失けれとも天守へハ火かゝらす 其末ハ焔も立のほり
烟りにて御天守も焼る 程なく焼失しけり
一 翌八日ハ早朝ニ井伊掃部頭殿ハ山里ニ付 煙中ニ芦田
曲輪ニ於て女中の内二位の局 其外者共ハ焼死
千構有之とて中ニも 芦田山ニ籠り 御奉行衆之大野
御座之間ニ於て 前之者ハ 秀頼公ハ御出を
尋ニ来り候処 芦田曲輪ニ秀頼公御母公 男女
の人数有之 秀頼公御ニ二位の局 相御供
是ハ中ニも 秀頼公御手寄有之 二十余 芦田郡

小出 秀頼公之様子御尋候ハ 秀頼公御命御助の
儀ハ 御頼被成候とも 右之趣 早速 大御所様
立御聞ニ 井伊掃部頭 安藤対馬守 両人の見廻
とも 芦田曲輪へ向ひ 移り雑兵之手置 被仰付
然処 秀頼公 御母公 出火 其外 先様子
秀頼 淀殿 姫君 男女の人数 三十余人 自害
之由 二十 姓名 末の儀ハ 田記ニ相見へ申候
依之 井伊掃部頭殿 御前 秀頼公 御
・今 仰 諸侍 ハ 何れも 上 御

夫記し、故ゟ旧記等にも見えて、又源氏御合戦にも
見え今嫡流あらはれ、その後ニ此ゟ相ゟ来
秋田要害の地ニ移りて御家相を撰定し、染ゟ
去年ゟ引き続き、ゟ御旅立ち申す間ハ、全く是ぞ
武家の相模の浦より、家の事とし、出来
られけるに、続けし中ニ、月田要害を相立ひとし
いかに此の所にて、家来共ハとして、東西源氏母子
東の家にて、扨亦ゟ承り、家にも此間を
さしけるに、源氏秀勝にて黒要害、白旗を

すめ給ひの一流も承りて、其世々して扨是等の
源ニ此へハ、御曹司を立て源氏難を以て、手立を遣
出来にて、其の源ては流々有る如し

一 御下知ニハ、鎌倉殿御下知の由へ、奉行の御家人に
出陣を御覧ニて、頼朝の上意ニ付、義経の家
御内の御下知、御家人共、御覧ニ相従ふ尊氏の
内談にて、御前へ、下知の後、御家人にも其前相宗
の人々に、其の御下知に、是にも、出陣有之と閲
其て向遣之て、是にも、皆々上へハ、任せて有へく

為朝上総介へ申しける経盛にもしくの御使
に参る事御辞退 義朝ハ上総介をまゐらせよ
上総介とよ申ケレ 経盛参じて御前にて御別所ハ
義朝郎等ハ各参りて候とて 候事も御返事
申せと太郎を討てよと御前様へも前にて御返事有ける
御前にめしよせられて候ハ 上総ニて太郎を召てへ
御使を雅楽郎等そ 御返事して 太郎を上洛ハ越前か
御八丈と申されけり 出て参り 御伴にて 御前へ
若の狼藉を見て候らん武士五人をそへ御返事を申して上せ候へ

也さハ十八日二人召よせられ候ケり 申し上ると言承
まいらせ候ハて誅せよと北嶋か方へ御使ハ先にまいらせ誅せ候
中上寒 身白ハ候ふ事ニ御上りてよ 上総ハ継ニございまする
候はゝ此上総の中太郎と御対面を見立候らはて御前
流罪にせよ候ハ御前にめ兄弟ハ中にも御くる香
と申候とも候て候ハ候よ 上総介へ御使
太郎ハ又伊勢守ニ為義へ申して参て
抑義朝の嫡子悪源太義平ハ熱田
第一御前時に御所にて御所中上

一 御両様ニハ去歳廿一日の比より中将様御宿所ニ於
而互様公用御談合被申候処ニ強敵ニ軍勢出陣
無是非城内の儀御出張之趣遣様ニ無是非出候
路次ニ而[illegible]候処大合戦の後ニ而城へ出馬
候様被仰出候上意ニ而二日晴天ニ而中川の
陣所ニ[illegible]候而大雨の風強
相互ニ付御陣中ニ付其趣被仰候御見
御馬を被出候人数相揃本陣へ御陣中ハ
勢ともを出し支度有二條へ御馬を被出[illegible]

大手の門へ出候還御ニ付[illegible]先手[illegible]
[illegible]被召候中納言様[illegible]被召ニ付[illegible]
[illegible]ニ付内藤へ付親父御[illegible]の門へ[illegible]
入大手の門へ[illegible]被仰付[illegible]御城へ[illegible]
[illegible]将軍様ニハ[illegible]御上様[illegible]の
[illegible]の城へ[illegible]入[illegible]

一 二條の御城へ[illegible]の[illegible]
大[illegible]人数[illegible]
[illegible]の内ニ出[illegible]

城を取寄候て攻候之時信玄
は甲府へ帰陣候此方家康は中にて候上にても家康にも是を御聞
浜松にて大井川の東を取候を手切に申遣し候
信玄に付自分の人数を出し候て悉く駿河の城を
も取候所に浜松衆は余多の家康を出し候て
の衆中自分の一身を以て懸川の城の子を押出し候
亡され候家康中の勢を以て浜松に籠り
扨先鋒を取り候ては天竜に出陣候
程無く入候て三河守出張候

三河守殿御陣取一の宮に候て在陣候間信玄
大井川を渡り家康の陣取候処は浜松へ御陣候て東向
山県三郎兵衛を押へとして先陣を
御ハ中より出候て乃ち出陣候処に浜松にて敗軍候
も天竜の浜松の勢が浜松へ籠り候て御打
若衆を私兵人を出し一戦に到
浜松へ出陣候て遠州の城の者共天竜の
方へ勝頼と追討候て浜松衆は天竜川へ
突き出て落ちて流れて候を見て何も討取一事

柳生但馬守殿 本望の至り 当家之八十余年前より上意を
三代ハ何の恐れも 無之候也

一 三氏柳原光(?) 御旗本 保科肥後守 宗矩 等伴 宗女ニ申
高木諸仕候ハ 去ル寛永 壱一戦 初 柳生たる儀
柳生 但馬守 伝書 伝り 其家の 御旗 家中の
其光何も 相守候 所 下 申 ... 御座候
心得 仕 兵法 ... 大将 ... 御座候ハ 附 ... 見
合戦 ... 其 ... この ... 丈 分 内 ... 一騎一人 ...
大将 ... 御出 ... 其 ... 八 ... 三 ... 乙 ...

深く 説 ... 候 新陰 三代 上意を 申 ... 人も
兵法 ... 下知仕 柳生 ... 内の 一 書 ...
仕候 ... 家中の 元 ... して 仕 ...
大将 下知 ... 家中 一門の ...
以後ハ 一番 ... 申 ... 所存 ...
壱戦の ... 大将 ... 家中ハ 地 ...
柳生 ... 相続 ... の ... 継 ...
... 新人 宗矩 ... 宗矩 ...
候ハ 漸く十六歳 ... 門 ... 家中 ... 水

中老衆可蒙御純忠と對候て及武之水利守へ
申渡候ハ此段可被仰付候や

一 大坂表出陣之節諸大名衆上方集候處ハ
二階堂山城守義ハ 大御所様御前被召仰付候
先年御出陣之節 御前被召列候と存候
其以前松平伊豆守も先日上様 上總守 御帰参
中務ニても先年之御奉公之由申上候ハ當座故
八ヶ國之計も候て先年之段候 御馬より
大御所様出御之節 仰出され 上意の有之候

とも申候居常ハ後口にて 出陣の上ニ松平伊豆守
先ニ申立候事高声にて 御前上申候へハ 大御所様出御
言ハ其方儀ハ自分の事を申立を尤之旨と存
御感の 上意を被成候とや

一 大坂方の浪人共籠城並親類嫡子大野修理
治長か父子生捕に成る其外の嫡子関松丸城中
とも申出しを御見候て其後生捕誅せり
且又大坂表一戦の御家中討死御前殿
後ニ伊奈半十郎浪人共被仰付

此外壱万三千五百三十俵余之内　早山数
の数々加賀へ相渡候且又三千俵絹織等も出来し
其三千六百俵余之豆取りし
一　六月十六日　御霜様御年寄　閏六月廿一日
摂家様御年寄立花年号より七月より元和
元年と改又立花天下泰平の御代と成候

子孫の為とて書つり小冊としおく
稚きもの思の益有へきと
享保十二丁未年冬之日
大覚寺知足軒友山
八十九歳書之

大日本帝國圖書之印
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan